

四、父の生死が明らかでない児童

五、父が引き続き一年以上遺棄している児童

六、父が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童

七、婚姻（事実婚を含む）に

市民課

老齢福祉年金

証書の提出を

八月は、老齢福祉年金を受けている方が証書を市役所に提出する月です。この手続きによって向こう一年間の老齢福祉年金は、全額国の負担による年金のため一定額以上の所得があったり、他の年金を受けていたりすると、全額又は一部の支給を停止さ

農林課

農振農用地区域の除外申請の受け付けを始めます

昭和六十二年八月から同年十一月末まで、農振農用地区域からの除外申請の受け付けを行います。

今後二年以内に農地を農地

問合先 農林課農政係

(43) 1111

よらないで生まれた児童は（父の認知を受けた児童は除く）

八、棄て児などで、出生事情が不明である児童

市福祉事務所 厚生係

(43) 1111

問合先 市福祉事務所

(43) 1111

老齢福祉年金

証書の提出を

八月は、老齢福祉年金を受けている方が証書を市役所に提出する月です。この手続きによって向こう一年間の老齢福祉年金が受けられるかどうかが決まります。

老齢福祉年金は、全額国の改定による差額の支払いのため特別証書を送付いたしますので、八月支払（八月十一日～三十一日）と同時に支払いを受け、その足で市民課国民年金係にこの特別証書と年金証書を提出して下さい。

問合先 市民課国民年金係

(43) 1111

老齢福祉年金

証書の提出を

八月は、老齢福祉年金を受けている方が証書を市役所に提出する月です。この手続きによって向こう一年間の老齢福祉年金が受けられるかどうかが決まります。

老齢福祉年金は、全額国の改定による差額の支払いのため特別証書を送付いたしますので、八月支払（八月十一日～三十一日）と同時に支払いを受け、その足で市民課国民年金係にこの特別証書と年金証書を提出して下さい。

問合先 市民課国民年金係

(43) 1111

老齢福祉年金

証書の提出を

八月は、老齢福祉年金を受けている方が証書を市役所に提出する月です。この手続きによって向こう一年間の老齢福祉年金が受けられるかどうかが決まります。

老齢福祉年金は、全額国の改定による差額の支払いのため特別証書を送付いたしますので、八月支払（八月十一日～三十一日）と同時に支払いを受け、その足で市民課国民年金係にこの特別証書と年金証書を提出して下さい。

問合先 市民課国民年金係

(43) 1111

老齢福祉年金

証書の提出を

八月は、老齢福祉年金を受けている方が証書を市役所に提出する月です。この手続きによって向こう一年間の老齢福祉年金が受けられるかどうかが決まります。

老齢福祉年金は、全額国の改定による差額の支払いのため特別証書を送付いたしますので、八月支払（八月十一日～三十一日）と同時に支払いを受け、その足で市民課国民年金係にこの特別証書と年金証書を提出して下さい。

問合先 市民課国民年金係

(43) 1111

保健環境課

忘れずに八月十五日は

ゴミ・し尿の収集はお休みです

大月都留衛生組合では、機械の一斉点検・整備を行いますので、八月十五日（土）のゴミ・し尿の収集は、休ませていただきます。

問合先 保健環境課環境係

(43) 1111

老齢福祉年金

証書の提出を

八月は、老齢福祉年金を受けている方が証書を市役所に提出する月です。この手続きによって向こう一年間の老齢福祉年金が受けられるかどうかが決まります。

老齢福祉年金は、全額国の改定による差額の支払いのため特別証書を送付いたしますので、八月支払（八月十一日～三十一日）と同時に支払いを受け、その足で市民課国民年金係にこの特別証書と年金証書を提出して下さい。

問合先 市民課国民年金係

(43) 1111

老齢福祉年金

証書の提出を

八月は、老齢福祉年金を受けている方が証書を市役所に提出する月です。この手続きによって向こう一年間の老齢福祉年金が受けられるかどうかが決まります。

老齢福祉年金は、全額国の改定による差額の支払いのため特別証書を送付いたしますので、八月支払（八月十一日～三十一日）と同時に支払いを受け、その足で市民課国民年金係にこの特別証書と年金証書を提出して下さい。

問合先 市民課国民年金係

(43) 1111

老齢福祉年金

証書の提出を

八月は、老齢福祉年金を受けている方が証書を市役所に提出する月です。この手続きによって向こう一年間の老齢福祉年金が受けられるかどうかが決まります。

老齢福祉年金は、全額国の改定による差額の支払いのため特別証書を送付いたしますので、八月支払（八月十一日～三十一日）と同時に支払いを受け、その足で市民課国民年金係にこの特別証書と年金証書を提出して下さい。

問合先 市民課国民年金係

(43) 1111

老齢福祉年金

証書の提出を

八月は、老齢福祉年金を受けている方が証書を市役所に提出する月です。この手続きによって向こう一年間の老齢福祉年金が受けられるかどうかが決まります。

老齢福祉年金は、全額国の改定による差額の支払いのため特別証書を送付いたしますので、八月支払（八月十一日～三十一日）と同時に支払いを受け、その足で市民課国民年金係にこの特別証書と年金証書を提出して下さい。

問合先 市民課国民年金係

(43) 1111

すべて雇用保険に加入しなければならないことになつております。

は、ゴミの持ち出しが絶対に行わないで下さい。

いま、常用労働者を雇用しないで下さい。

なお、当日は、衛生組合への持ち込みも出来ません。

行わなければならぬこの制度を理解のうえ、一日も早く加入手続きをとられるようお願ひいたします。

なお、加入手続きの際には、入手続きをとられるようお願ひいたします。

帳簿、書類が必要となります。

問合先 大月公共職業安定所

(43) 5141

老齢福祉年金

証書の提出を

八月は、老齢福祉年金を受けている方が証書を市役所に提出する月です。この手続きによって向こう一年間の老齢福祉年金が受けられるかどうかが決まります。

老齢福祉年金は、全額国の改定による差額の支払いのため特別証書を送付いたしますので、八月支払（八月十一日～三十一日）と同時に支払いを受け、その足で市民課国民年金係にこの特別証書と年金証書を提出して下さい。

問合先 市民課国民年金係

(43) 1111

老齢福祉年金

証書の提出を

八月は、老齢福祉年金を受けている方が証書を市役所に提出する月です。この手続きによって向こう一年間の老齢福祉年金が受けられるかどうかが決まります。

老齢福祉年金は、全額国の改定による差額の支払いのため特別証書を送付いたしますので、八月支払（八月十一日～三十一日）と同時に支払いを受け、その足で市民課国民年金係にこの特別証書と年金証書を提出して下さい。

問合先 市民課国民年金係

(43) 1111

老齢福祉年金

証書の提出を

八月は、老齢福祉年金を受けている方が証書を市役所に提出する月です。この手続きによって向こう一年間の老齢福祉年金が受けられるかどうかが決まります。

老齢福祉年金は、全額国の改定による差額の支払いのため特別証書を送付いたしますので、八月支払（八月十一日～三十一日）と同時に支払いを受け、その足で市民課国民年金係にこの特別証書と年金証書を提出して下さい。

問合先 市民課国民年金係

(43) 1111

老齢福祉年金

証書の提出を

八月は、老齢福祉年金を受けている方が証書を市役所に提出する月です。この手続きによって向こう一年間の老齢福祉年金が受けられるかどうかが決まります。

老齢福祉年金は、全額国の改定による差額の支払いのため特別証書を送付いたしますので、八月支払（八月十一日～三十一日）と同時に支払いを受け、その足で市民課国民年金係にこの特別証書と年金証書を提出して下さい。

問合先 市民課国民年金係

(43) 1111



防火広報車寄贈

去る六月二十九日、財団法人日本防火協会から都留市少

年婦人防災委員会に日頃の功

績が認められ、ポータブルビ

デオムービー付の防火広報車

が寄贈されました。

今後は民間防災団体の育成、

指導や防火活動に活用します。

申込先 都留市美化推進協議会

花配布日 八月三十一日

申込期限 九月中旬

保健環境課環境係

(43) 5141

老齢福祉年金

証書の提出を

八月は、老齢福祉年金を受けている方が証書を市役所に提出する月です。この手続きによって向こう一年間の老齢福祉年金が受けられるかどうかが決まります。

老齢福祉年金は、全額国の改定による差額の支払いのため特別証書を送付いたしますので、八月支払（八月十一日～三十一日）と同時に支払いを受け、その足で市民課国民年金係にこの特別証書と年金証書を提出して下さい。

問合先 市民課国民年金係

(43) 1111

老齢福祉年金

証書の提出を

八月は、老齢福祉年金を受けている方が証書を市役所に提出する月です。この手続きによって向こう一年間の老齢福祉年金が受けられるかどうかが決まります。

老齢福祉年金は、全額国の改定による差額の支払いのため特別証書を送付いたしますので、八月支払（八月十一日～三十一日）と同時に支払いを受け、その足で市民課国民年金係にこの特別証書と年金証書を提出して下さい。

問合先 市民課国民年金係

(43) 1111

老齢福祉年金

証書の提出を

八月は、老齢福祉年金を受けている方が証書を市役所に提出する月です。この手続きによって向こう一年間の老齢福祉年金が受けられるかどうかが決まります。

老齢福祉年金は、全額国の改定による差額の支払いのため特別証書を送付いたしますので、八月支払（八月十一日～三十一日）と同時に支払いを受け、その足で市民課国民年金係にこの特別証書と年金証書を提出して下さい。

問合先 市民課国民年金係

(43) 1111

老齢福祉年金

証書の提出を

八月は、老齢福祉年金を受けている方が証書を市役所に提出する月です。この手続きによって向こう一年間の老齢福祉年金が受けられるかどうかが決まります。

老齢福祉年金は、全額国の改定による差額の支払いのため特別証書を送付いたしますので、八月支払（八月十一日～三十一日）と同時に支払いを受け、その足で市民課国民年金係にこの特別証書と年金証書を提出して下さい。

問合先 市民課国民年金係

(43) 1111